

乙第29号証

陳述書

平成29年8月29日

陳述者

住所 東京都千代田区北の丸公園4-1

警視庁警備部第一機動隊

氏名 吉村 駿



1 私は、平成28年3月7日付で、警視庁警備部第一機動隊に配属され、階級は警部補です。

私は、昨年、沖縄県へ派遣され、沖縄県警察本部長の指揮の下、米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事（以下「本件工事」といいます。）に対する抗議活動に対処するため、検問等の警備活動に従事しました。

派遣中であった平成28年11月3日、検問場所において、原告と思われる男性を取り扱いましたので、当時の状況等について説明します。

2 私は、警備活動に従事するに当たり、沖縄県警察の総合警備実施本部（以下「警備本部」といいます。）から、沖縄県下における警備情勢について、概要、以下のとおり説明を受けていました。

(1) 平成28年7月11日に本件工事が開始されたことに伴い、同工事に反対する抗議参加者（以下「抗議参加者」といいます。）が、連日、米軍北部訓練場の周辺において、

工事のための車両（以下「工事車両」といいます。）に対する通行妨害

工事請負会社への押しかけ行為

米軍提供施設内への不法侵入及び工事の妨害

等の危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為を繰り返しており、それによって、工事関係者のほか、付近住民の生活にも支障が生じていること。

(2) 抗議参加者は、工事車両の通行を妨害するため、道路上で

工事車両への急な飛び出し行為

工事車両への立ち塞がり行為

工事車両の下への潜り込み行為

自分たちの車両を用いて、工事車両の進路を塞ぐ行為

等の道路交通法違反、往来妨害罪、威力業務妨害罪等に当たる危険かつ違法な犯罪行為を頻繁に行っており、警察官の警告に対しても、

我々の行っていることは民意である

表現の自由は憲法で守られている

等と身勝手な主張を続け、全く聞き入れない状況にあること。

(3) 加えて、抗議参加者は、米軍北部訓練場の中にまで不法侵入し、本件工事の現場で

工事用重機へのしがみつき行為

工事現場や通行用通路への木々の投げ込み行為

工事区画内のフェンスへのよじ登り行為や当該フェンス等の破壊行為等の器物損壊罪、威力業務妨害罪、公務執行妨害罪等に当たる犯罪行為を執拗に行い、沖縄防衛局や工事関係者の警告はもとより、警察官の警告も無視し、さらには工事関係者等を撮影しながら、

工事を止めろ

恥を知れ

お前らの悪事をインターネット上で公開するぞ

などと脅迫めいた言動を繰り返して行っており、連日、警備部隊で警告し、施設内から退去させるなど、抗議参加者を含む関係者の安全確保等に当たっている状況にもあること。

(4) 今回の警備は、

工事関係者と抗議参加者との間に生じる事件、事故等の未然防止

抗議参加者による道路交通法違反、往来妨害罪、威力業務妨害罪等に当たる悪質かつ危険な犯罪行為への対処

抗議参加者を含む関係者の安全確保と一般交通の安全と円滑の確保などにより、付近住民の生活への支障を解消すること

が、主たる目的であること。

3 それでは、私たちの部隊が原告と思われる男性を取り扱った際の状況について説明します。

(1) 私は、平成28年11月3日（以下、同日については日付の記載を省略します。）、県道70号線上に位置する高江橋南（以下「本件検問場所」といいます。）において、当隊副隊長を指揮官とし、また、桜井亮司警部（以下「桜井警部」といいます。）を現場責任者とする部隊の小隊長として、午前10時18分頃から開始された検問に従事しました。（乙19ご参照）

なお、沖縄県警察の現場統括官や警備本部（以下「警備本部等」といいます。）からは、事前に、検問により抗議参加者が乗車する車両と判明した場合には、乗車している者を車両から降車させて徒歩で進行させるか、車両をUターンさせる措置のいずれかをとることとし、それらの措置に応じない場合には、警備本部等の指揮を仰ぐように等の指示を受けておりました。

また、工事車両にあっては、午前10時48分頃から工事現場の一つであるN1地区入口（以下「N1入口」といいます。）への入出が始まり、午後1時44分頃まで、N1入口と米軍北部訓練場メインゲートの間位置する本件検問場所を通行していました。（乙25ご参照）

- (2) 午前11時39分頃、愛知県警察の部隊と警備本部との無線交信を傍受した当隊副隊長の無線担当者（以下「無線担当者」といいます。）から、私たちに對し、抗議参加者が運転していると思われる赤色の車両が県道70号線を北上しているのを、同車両を発見した際は、必ず停止の措置をとるようにとの無線連絡が入りました。

なお、私たちが所持していた隊内系の無線は、無線担当者との交信は可能でしたが、警備本部等とは直接交信できる主幹系の無線ではなかったため、警備本部等からの指示や連絡は、当隊の無線担当者を介する形で私たちに届いていました。

- (3) 午前11時40分頃、私たちは、赤色の普通自動車（以下「本件車両」といいます。）が本件検問場所に向けて進行してくるのを認めたことから、他の車両と同様に、本件検問場所において停止を求め、同車両はこれに応じて停止しました。

本件車両には、年齢50歳くらい、髪白髪、白色ワイシャツ、ネクタイを着用した男性（以下「男性」といいます。）が運転席に乗車していましたが、他に同乗者はいませんでした。

男性は、当初から、デジタルカメラのレンズを私たちに向けて動画を撮影する素振りをしており、私が本件検問場所の先（N1入口方向）に行く理由を尋ねても、氏名や職業を名乗ることなく、反抗的な態度で、「車両を止める根拠は何ですか。行き先や理由を聞く根拠は何ですか。」などと述べるだけで、私の質問や説明には耳を貸そうとしなかったことから、私は、男性を抗議参加者と認めました。

そのため、私は、上記2でも述べた警備本部の事前の説明等からすると、本件車両をそのまま通過させた場合、男性が工事車両等に対して何らかの妨害行為や犯罪行為をする可能性もあると判断し、男性に対し、本件車両で本件検問場所を通過することを認めることはできないと告げた上で、停止を継続しました。

そして、男性を取扱中であることを無線担当者を通じて警備本部等に報告しました。

なお、このとき、男性から自分が弁護士であるという申出はなく、男性の衣服に弁護士バッジも付いていなかったため、私には、男性が弁護士であるかどうかは分かりませんでした。

また、沖縄県に派遣となった際、桜井警部から、車両に停止を求める際は、車両の急な発進による警察官の受傷事故を防止する目的で、鉄製の車止めを車両の前方に設置するようにとの指示を受けていたため、私たちは、本件車両を停止させた際も、車止めを使用しております。しかしながら、本件車両の直近に車止めを設置していたのではなく、本件車両の前方約5メートルの位置で停止旗を手に持って立っている部隊員の足元に、車止めを置く形で使用していました。(甲3の添付写真17、18等ご参照)

- (4) 午後0時15分頃、男性が「通ってもいいですか。」などと質問してきたことから、私は、警備本部からの指示に従って、男性に対し、本件車両で本件検問場所を通過することを認めることはできないので、どうしても先に進みたいのであれば、本件車両から降車して徒歩で向かうか、そうでないならば、本件車両をUターンさせてもらいたいと伝えました。

私としては、男性に停止を求めた時点で、上記の説明をしたかったのですが、停止を求めた当初から男性が反抗的な態度で私の話を聞こうとしなかったため、この時点でようやく、男性に上記の説明することができました。

しかしながら、男性は、引き続き「法的根拠は何ですか。この状況は国賠請求しますから。」などと述べて私の説明には納得せず、また、「徒歩で向かう意思はありません。私が飛び出したところを狙っているんでしょうが、そんな馬鹿なことにはしません。停止には従います。」などと述べて、私の求めに応じることなく、本件車両の運転席に座りながらスマートフォンを操作したり、私たち警察官の言動を大学ノートに記録するような素振りをしたりして、その場から動こうとしませんでした。

このときも、男性から自分が弁護士であるという申出はなく、男性の衣服に弁護士バッジも付いていなかったため、私には、男性が弁護士であるかどうかは分かりませんでした。

また、この時点でも、無線担当者から警備本部に状況を報告しており、その際、警備本部からは、男性に対する動静監視を続けるとともに、本件車両で本件検問場所を通過させないようにとの指示がありました。

このほか、午後0時12分頃には警視庁の探証部隊が、午後0時23分頃には沖縄県警察の私服の捜査班が、それぞれ本件検問場所に到着していました。

- (5) 午後0時55分頃、男性が「1時間経ったけどまだ止めますか。」と尋ねてきたことから、私が「Uターンしてもらうこともできないですか。」と協力を要請したところ、男性は、飽くまで本件車両で先に進むつもりである旨を述べ、私の要請に従うことなく、本件検問場所にとどまり続けました。

このときも、男性から自分が弁護士であるという申出はなく、男性の衣服に弁護士バッジも付いていなかったため、私には、男性が弁護士であるかどうか

は分かりませんでした。

- (6) 午後1時35分頃、再び、男性が「2時間になりますけど、あとどれくらいかかるか責任者に聞いてもらっていいですか。」と尋ねてきたので、私が「その点については確認しますが、徒歩で先に進むか、Uターンしていただくことはできませんか。飽くまで、車両で先に進行したいということで間違いないですか。」と男性に念を押し、男性は、「車両で進みたいので、確認をお願いします。」などと述べました。

そこで、私が、無線担当者を通じて、警備本部に全ての工事車両の通過が終了する時刻を確認したところ、正確な時刻は不明であるが、もうしばらくかかる見込みである旨の回答を得ました。

そして、本件車両の男性に対して「もうしばらくかかります。」などと伝えたところ、男性は、「結局はトラックが全部行くまで止めるということですね。」などと述べて、その場から動こうとはしませんでした。

この時点でも、男性から自分が弁護士であるという申出はなく、男性の衣服に弁護士バッジも付いていなかったため、私には、男性が弁護士であるかどうかは分かりませんでした。

- (7) 午後1時50分頃、警備本部から規制解除の指示があったことから、私が、男性に対し、「規制が解除になりました。御協力ありがとうございました。」と謝意を述べると、男性は、「協力したんじゃない。あなたが止めたんだ。」と言い放ち、本件車両でN1入口方向に立ち去りました。(乙19ご参照)

結局のところ、本件車両が本件検問場所で停止していた間において、男性から自分が弁護士であるという話は一度もありませんでした。

4 私が原告と思われる男性を取り扱った状況は、以上のとおりです。

原告は、私から違法に留め置かれたと主張しているようですが、仮に男性と原告が同一人物であるとしても、私は、警備本部等からの指示に従い、男性に本件車両で本件検問場所を通過することを認めることはできないと告げただけで、車両から降車して徒歩で先に進むことや、本件車両をUターンさせて進行することは、何ら制限していません。

また、男性自身も、本件車両の中でスマートフォンを操作していたり、警察官の言動を大学ノートに記録するような素振りをしたりしていましたので、この点からしても、私たちの職務行為が、男性の身体活動の自由を違法に拘束していたことにはならないと思います。

なお、男性が本件検問場所に留まっていた間、本件車両以外にも抗議参加者が運転する車両が本件検問場所に進行してきましたが、いずれの方も、私の要請に応じて車両をUターンしてくれていたため、本件検問場所には、本件車両以外に、

抗議参加者が運転する車両が留まる状況はありませんでした。

以 上